

## 独立行政法人改革等に関する分科会（第1回）議事概要

1. 日 時：平成25年9月26日（木）9:30～10:40
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第3特別会議室
3. 出席者：（委員）樫谷分科会長、有信委員、太田委員、岡本委員、小幡委員、梶川委員、河村委員、工藤委員、小林委員、玉井委員、畠中委員、山本委員、吉野委員、渡委員  
（政府）稲田行政改革担当大臣、寺田内閣府副大臣  
内閣官房行政改革推進本部事務局

### 4. 議 題：

- （1）委員紹介及び分科会長代理の指名
- （2）分科会の進め方等について
- （3）意見交換

### 5. 議事概要：

○冒頭、稲田行政改革担当大臣から、以下のとおり御挨拶があった。

行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会」第1回の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

独立行政法人改革については、自民党与党時代に1回、また、民主党政権におかれましても1回改革法案が提出をされ、廃案になったという経緯がございます。

今年の前半は、寺田副大臣の下で有識者懇談会を開催いただいて、熱心な御議論のもと中間的整理がなされたところであります。そして、年末に向けて個別法人の組織見直し等について御検討いただき、来年の通常国会には改革法案も提出をしたいと考えております。

行政というのは、国民へのサービスそのものでありまして、もちろん無駄の排除ということは国民の信頼を取り戻す意味でも大切ですけれども、単に切れれば良いということではなく、限られた資源でいかに効率的・効果的にサービスを提供できるかという視点が重要だという認識をいたしております。

今般の独立行政法人改革におきましても、我が国を取り巻く種々の政策課題の解決に向けて、行政サービスを提供するための重要な政策実施機関である独立行政法人をいかに有効活用するかという観点から検討を進める必要があると思っております。

このため、今回の改革では、まず、それぞれの法人が本来期待をされる政策実施機能を十分に発揮できるよう、制度や運用の改善を図るとともに、最適な組織環境を整える必要があります。同時に、「民でできることは民で」という視点で業務組織を見直し、独法を含む官のスリム化を図ることや、業務財務の透明性を高め、法人の経営能率を高めていくことも重要な課題であると認識をいたしております。

先ほど申し上げましたように、6月に中間的整理を行ったところです。今後、本分科

会において、この中間的整理を踏まえながら、組織の見直しを中心に御検討いただくことになるわけですが、その際、無理な数合わせとか数を減らせばいいということではなくて、丁寧なヒアリングをしていただき、各法人の業務内容を十分に吟味いただいた上で、年末に向けてしっかりとした組織見直し等の改革案を取りまとめていただきたいと思います。具体的には、政府として、「組織見直しの視点」を用意しましたので、後程、事務局から説明をいたします。

冒頭申しましたように、過去2回に渡って独法改革の法案が廃案となり、長い議論の経過があります。改革の集大成ということで、「百の議論よりも一の実行」、まさしく決めるべきときに来ているのではないかなと思っています。

「政策実施機能の向上」と、「官の肥大化防止・スリム化」の両立を図るという、「地に足のついた改革案」を取りまとめ、これを着実に実施することにより、第一次安倍内閣で着手した以来の「改革の集大成」としたいと考えております。分科会長はじめ委員の皆様方の建設的そして忌憚のない活発な御意見、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○続いて、寺田内閣府副大臣から、以下のとおり御挨拶があった。

今、稲田大臣から御挨拶がありましたとおり、私の下の有識者懇談会で榎谷先生はじめ、今日お越しの多くの先生方にも大変に御尽力をいただきまして、素晴らしい中間取りまとめをしていただきました。法人のガバナンスの強化、また、監査機能の強化、さらにはPDCAサイクルの強化と主務大臣の関与のあり方の見直し、また、予算執行プロセスにおけます改善と効率化をさらに進めることによって、そのインセンティブを付与していくという独法制度の長所を伸ばしながら、その指摘されている様々な問題に対処する、いわば横串的、横断的なこの共通ルールの部分、これを6月に取りまとめていただいたわけであります。

いよいよこれから、各法人ごとのいわば各論に入ってくるわけでありますが、この通則法的な部分を援用しながら、また、それぞれ各法人特有の、固有の問題も内包しているところであります。各分科会におきまして先生方の御知見、そしてまた様々な御意見も拝聴して成案を得ることができればと思います。よろしく御指導の程お願いいたします。

○榎谷分科会長の指名により、分科会長代理には梶川委員が就任することとなった。

○資料1に記載のとおり、本分科会は原則非公開とし、会議資料及び議事概要は会議終了後にホームページに公表することとされた。

また、会議終了後に分科会長から記者ブリーフィングを行うこととなった。なお、詳細な議事については、委員において内容を確認の上、本分科会における全ての議論が終了し、政府において見直しの方針が最終的に決定された後、まとめて公表することとされた。

○資料2-1及び資料2-2について事務局より説明を行った。

○資料２－３について事務局から説明を行った。今後、この「組織見直しの視点」をもとにしながら、分科会での検討を進めていくこととされた。

○資料２－４について事務局より説明を行った。分科会として資料２－４の原案のとおり決定することとされた。また、各WGの座長には、分科会長の指名により、第１WGの座長を樫谷分科会長が兼務するとともに、第２WGの座長には梶川委員、第３WGの座長には山本委員、第４WGの座長には吉野委員が就任することとなった。

なお、各WGでの具体的なヒアリング対象法人については、各WGの座長の下、ワーキンググループの第１回の会合でそれぞれ決定することとなった。

○その後、意見交換が行われた。委員の主な発言は以下のとおり。

- ・ 独法制度は基本的によい制度であるが、創設から１０年以上経ち、現状より更に効率的な運営がなされるよう見直すべきタイミングに来ている。しっかり検討を進め、着実にまた早急に改革を実現すべき。
- ・ 数合わせでなく、国の発展や国民に寄与できるような改革とすべき。
- ・ 国の政策との関連も念頭に本質的な改革を進めるべき。
- ・ 貴重な財源をもとに有効的・効率的に効果が発現されるような見直しをすべき。
- ・ 組織見直しだけでなく、事務・事業についても必要性をきちんと検証すべき。
- ・ 様々な業務を担う法人をある程度分類しつつ、より効率性を発揮できる仕組みにすべき。
- ・ 研究開発法人は、科学技術イノベーション政策の実施主体として先導的役割を担っており、大学と国の研究機関との相違も踏まえながら、どう効率的に運営させるか検討すべき。
- ・ 国立病院機構など高いパフォーマンスをあげている法人のマネジメント面の長所を他の法人にも当てはめていけないかといった検討もすべき。
- ・ 業務の質の向上に向けて、職員のモラル・士気の向上を図るため、ふさわしいガバナンスなど構築すべき。

(以上)

(文責：行政改革推進本部事務局（速報版のため事後修正の可能性あり）)